



Korean Tax Update Samil Commentary

December 16, 2024

Table of Contents

Tax News

- 2024年税法改正案の主な修正内容
- 半導体エコシステム支援強化案を発表
- 不動産勘定評価対象を超高価アパート・一戸建て住宅に拡大
- 蔚山・世宗・光州など6個の市・道を2次機会発展特区に指定
- 土地現物出資時の譲渡税課税繰延など不動産PF制度改善案を用意
- 暗号化資産報告体制に関する多者間情報交換協定に署名
- 買手が譲渡税を負担する場合の譲渡税計算方法の有権解釈変更
- 租税回避の疑いがあるオーナー一族の税務調査を開始

最新の改正動向

- 租税特例制限法施行規則(企画財政部令第1088号、2024. 11. 15.)

最新の例規・判例

- 持株会社現物出資株式の贈与は課税繰延中断理由である株式処分に該当するのか
- 青年代表者が親会社を介して間接出資した創業中小企業の青年創業中小企業該否
- 1つの勘定価額を時価と認める基準時価10億ウォン以下の不動産判定方法

Tax News

2024年税法改正案の主な修正内容

国会は12月10日に本会議を通じて所得税法・法人税法など合計13の税法改正案を議決した。政府が2024年9月2日に国会に提出した税法改正案に対する修正内容は次のとおり。

区分	改正案の主な修正内容
租特法	<p>①株主還元促進税制の導入→削除 * 株主還元を拡大した企業に対する法人税税額控除・個人株主配当所得の分離課税</p> <p>②ISA税制支援の拡大→現行維持 - 納入限度および非課税限度を現行維持・国内投資型ISA導入を削除 * (現行) 納入限度: 年2千万ウォン(計1億ウォン)、 非課税限度: 200万ウォン(庶民・農漁民型400万ウォン)</p> <p>③統合雇用税額控除支援方式の改善→現行維持 * (現行) 常時勤労者数の増加時、中小・中堅3年、大企業2年間控除するものの 税額控除後2年以内に常時勤労者数が減少した場合は減少数だけ追徴</p> <p>④採用時、税制支援対象経歴断絶者の範囲拡大→現行維持 * (現行) 経歴断絶“女性”に限って採用時に税額控除優待</p> <p>⑤電子申告税額控除の縮小→現行維持 * (現行) (税額控除額) 総合所得税・譲渡税・法人税1件当たり2万ウォン/ 付加価値税1件当たり1万ウォン (控除限度) 税務代理人300万ウォン、税務法人750万ウォン</p> <p>⑥海外資源開発投資税額控除の適用範囲の拡大→現行維持 * (現行) 外国子会社を通じた鉱業権など海外資源開発に投資する時100%出資した子会社のみ許容</p>

区分	改正案の主な修正内容
付加価値税法	①クレジットカードなど使用時の付加価値税の税額控除率(1.3%、2027年以後1%)縮小→現行維持

	<p>※政府案が否決されたため改正事項なし</p> <p>①相続税および贈与税最高税率の引き下げおよび最低課税標準区間の拡大→現行維持 * (現行) (最高税率)課税標準30億ウォン超過50%、(最低課税標準区間) 1億ウォン</p> <p>②相続税子供控除の拡大→現行維持 * (現行) 子供1人当たり5千万ウォン</p> <p>③バリューアップ・スケールアップ・機会発展特区創設・移転企業の家業相続控除の拡大→現行維持</p> <p>④筆頭株主など保有株式割増評価の廃止 → 現行維持</p>
--	--

半導体エコシステム支援強化案を発表

政府が最近、中国の半導体追撃と米国新政府の発足などによる半導体業界の不確実性が拡大しているため、半導体産業を追加支援するために財政・税制・金融・インフラ分野別の半導体エコシステム支援強化案を発表した。今回の支援案のうち税制支援内容は次のとおり。

区分	半導体税制支援案
税額控除	<ul style="list-style-type: none"> 国家戦略技術投資税額控除拡大推進 <ul style="list-style-type: none"> -国家戦略技術投資税額控除対象にR&D設備など研究開発設備投資* 含む * (現行)事業化施設は国家戦略技術投資税額控除対象に含まれるか R&D機器などの研究開発施設には、一般投資税額控除(大企業/中堅企業/中小企業: 1/5/10%)が適用 -国家戦略技術投資税額控除の増加分に対する控除率を10%に引き上げ恒久化(2024年税法改正案)
割当関税	<ul style="list-style-type: none"> 半導体製造に用いる主な原材料に2025年割当関税を適用 <ul style="list-style-type: none"> -石英ガラス基板(3%)・CCL用銅箔およびガラス繊維(8%)・Tin Ingot(8%)等

不動産勘定評価対象を超高価アパート・一戸建て住宅に拡大

最近の住居用不動産の取引価格上昇により一部超高価アパートと豪華一戸建て住宅の開示価格が売買価格の半分にも満たない事例が発生しているため、国税庁が実際の価値に合うよう相続・贈与税を負担するために時価より著しく低い価格で申告した住居用不動産を相続・贈与税課税時に勘定評価対象に追加して、勘定評価算定基準を申告価額が国税庁の算定した推定時価より「10億ウォン以上低い場合」から「5億ウォン以上低い場合」に緩和して勘定評価範囲を拡大した。本規定は2025年1月1日以後に相続・贈与税の法定決定期限が到来する不動産から適用する予定であり、国税庁は勘定評価対象の選定時に勘定アセスメント方法および手続を個別に案内する。

蔚山・世宗・光州など6個の市・道を2次機会発展特区に指定

政府は6月に大邱・釜山・全南・慶北・全北・慶南・大田・済州8個の市・道を機会発展特区に指定したのに続き、蔚山・世宗・光州・忠南・忠北・江原6個の市・道を第2次機会発展特区に追加で指定した。今回新たに指定された6個の市・道の機会発展特区では、約150社が計33.8兆ウォンの投資を進めると予想される。今回の機会発展特区の追加指定で全国14個全ての非首都圏市・道に機会発展特区が指定されて、地方投資規模は74.3兆ウォン規模と集計された。

機会発展特区とは地方に企業の大規模な投資を誘致するために税制・財政・規制・定住条件改善などをパッケージで支援する区域を意味し、機会発展特区内において創業・事業場を新設した企業には法人税・所得税、創業・移転・工場新增設企業には取得税・財産税減免の恩恵がそれぞれ与えられる。事業場を移転した企業の場合、譲渡所得税の課税繰延および本社が機会発展特区に所在する企業などは家業相続控除事後管理緩和などの優遇税制を受けることができる。

<第2次機会発展特区指定地域>

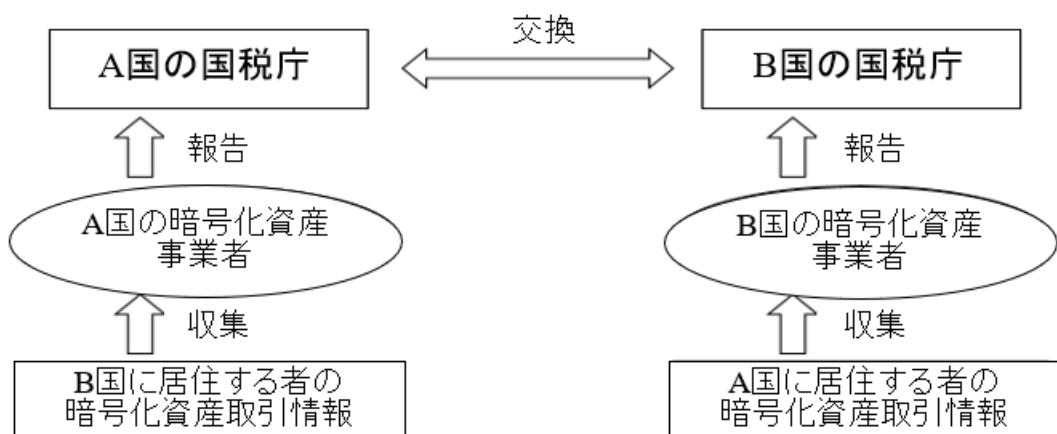
地域	立地	分野
蔚山	南区・北区・蔚州郡	電気車・二次電池・石油化学・LNGなど
世宗	集賢洞・連西面・全東面	ICT/SW・ロボット・医薬品・自動車部品など
光州	光山区・北区	自動車部品・AIデータセンターなど
忠南	予算・保寧・瑞山・論山・扶余	バイオ医薬品・水素・食品・石油化学・防衛産業など
忠北	提川・報恩・陰城・鎮川	食品・自動車部品・半導体・二次電池など
江原	洪川・原州・江陵・東海・三陟・寧越	医薬品・バッテリーモジュール・医薬品・水素・鉱物など

土地現物出資時の譲渡税課税繰延など、不動産PF制度改善案を用意

政府が不動産PF制度の先進化のために研究サービスおよび専門家・業界の意見を取りまとめ不動産PF制度の改善案を用意した。今回の改善案には、不動産PF事業の株主に参加するよう誘導するために土地主が不動産PF事業に土地などを現物出資して生じた譲渡差益に対して課税繰延を適用する租特法改正案を含んでいる。今回の改善案で不動産PFの自己資本比率の引き上げと高金利貸付減少とともに事業費削減による分譲価格引き下げと事業安定性の向上が期待される。

暗号化資産報告体系に関する多者間情報交換協定に署名

政府が国家間における暗号化資産自動情報交換の細部を明示した協定である暗号化資産報告体系に関する多者間情報交換協定に署名した。今回署名したドイツ・日本・フランスなど48の協定署名国は、暗号化資産自動情報交換体系により交換相手国の居住者の暗号化資産取引情報を毎年自動で交換することになる。今回の協定で協定署名国に所在する暗号化資産事業者を通じて国内居住者の暗号化資産取引内訳の情報を確保できることになったことで、暗号化資産に係る所得に対する課税当局のオフショア脱税追跡に役に立つと期待される。企画財政部は2027年から関連国内法令を制定・改正して他署名国と個別に合意を推進する計画である。



買手が譲渡税を負担する場合の譲渡税計算方法の有権解釈変更

企画財政部は、買手が売手の譲渡所得税を代わりに負担する条件の売買取引、いわゆる損被取引における譲渡所得税の計算方法に関する有権解釈を変更し、変更された解釈日(2024年11月7日)以後の譲渡分から適用するようにした。例えば、分譲権を12億ウォンで取得・1年以上保有して17億ウォンで譲渡した場合、変更された解釈では従来の解釈より譲渡所得税税負担が約4.2億ウォン増加する効果が生じる可能性がある。

<買手が譲渡所得税を全額負担する条件で約定時、譲渡所得税計算方法>

既存解釈	変更解釈
買手が負担する譲渡所得税 最初の1回だけ譲渡価額に合算して再計算 (企画財政部租税政策課-2516,2023. 12. 27.)	買手が負担する譲渡所得税 全額を譲渡価額に合算して再計算 (企画財政部租税政策課-2048,2024. 11. 7.)

租税回避の疑いがあるオーナー一族の税務調査を開始

国税庁は企業保有資産と未公開企業情報などをを利用して不当利得を取得して税金を回避した脱税容疑者37人を摘発して税務調査に着手した。今回の調査は各種プラットフォーム、フランチャイズなど国民生活に密接に関連した分野で事業を営んで税金を回避した企業とそのオーナー一家の不公正私益追求行為に重点が置かれた。

区分	主な摘発事例
会社の資金流用	<ul style="list-style-type: none">・(法人資産私益詐取)法人資金で資産を取得後にオーナーが私的利用・(私的費用法人負担)オーナー一家の生活費用を法人資金として負担
仕事の優遇など	<ul style="list-style-type: none">・(子供の法人不当支援)ビジネスチャンスや高収益の仕事を優遇するなどの不当支援・(その他不当インサイダー取引など)経済的に合理性のないインサイダー取引で企業の利益流出
未公開企業情報利用	<ul style="list-style-type: none">・(未公開上場情報の利用)オーナーの子供が未公開上場情報で不当利得・(企業情報の利用)未公開経営情報をを利用して関連利益を独占

最新の改正動向

租税特例制限法施行規則（企画財政部令第1088号、2024. 11. 15.）

改正理由および主要内容

住宅申込総合貯蓄加入者の権益保護のために住宅申込総合貯蓄の特別解約理由を拡大するなどの内容に「租税特例制限法施行令」が改正されたことに合わせて、「住宅供給に関する規則」により事業主体の破産、入居者募集の承認取り消しなどで申込みに当選した住宅に入居できなくなった者が、その事実を通報された日から1年以内に従来加入した住宅申込総合貯蓄または青年優待型住宅申込総合貯蓄に納入金を再度納入した場合などを住宅申込総合貯蓄または青年優待型住宅申込総合貯蓄の特別解約理由に追加して関連書式を整備するなど、大統領令で委任された事項とその施行に必要な事項を定める。

最新の例規・判例

持株会社の現物出資株式の贈与が 課税繰延中断理由である株式処分に該当するのか

■ 争点事項

- 内国法人の株主が株式を現物出資して持株会社を設立するか既存の内国法人を持株会社に切り替えた場合、株主が現物出資で取得した株式の譲渡差益は該当株主が持株会社の株式を「処分」する時まで譲渡所得税を課税繰り延べできる(租特法§38の2,以下「争点規定」)。今回の最高裁判決の争点は株主が現物出資で取得した持株会社株式を贈与する場合、課税繰延の中止理由である株式の「処分」とみて課税繰延特例が中止されて譲渡所得税が課税されるのかである。

■ 判決の要旨

- これに対して原審判決は、争点規定でいう「処分」には有償譲渡だけでなく無償譲渡も含まれると解釈するのが合理的な点、企画財政部は過去の争点規定を改正して事後管理要件で持株会社株式などを贈与・相続する場合を削除(2010. 12. 27. 租特法改正)し、削除趣旨に対して贈与・相続が処分に含まれることで説明した点、株式の贈与によって現物出資した株式に対する間接的な所有・支配関係が消滅してこれ以上企業構造再編支援のための課税繰延特例を付与する理由がない点などを理由に、株式の贈与は課税繰延の中止理由である株式の「処分」に該当すると判示した。最近最高裁はこのような原審判決を審理不続行による棄却と確定した(最高裁2024ドウ50049,2024. 11. 28. 審理不続行棄却)。

■ 示唆点

- 持株会社の現物出資課税繰延特例が適用された株主は、現物出資で取得した持株会社株式を贈与した場合、課税繰延の中止理由が発生したものと見て当初課税が繰り延べられた譲渡差益に対する譲渡所得税を申告・納付しなければならず、この時に適用される譲渡所得税率に関しては株式現物出資当時の税率でなく処分当時すなわち、贈与時点の税率を適用するというのが今回の最高裁判決の立場であることを共に参考されたい。

青年代表者が親会社を介して間接出資した 創業中小企業は青年創業中小企業に該当するのか

■ 争点事項

- 青年創業中小企業は、一般創業中小企業と違って過密抑制圏域内で創業した場合も50%の減免率を適用して過密抑制圏域外で創業した場合は、100%の高い減免率を適用できる(租特法§6①1号)。この時に法人として創業した青年創業中小企業は、34歳以下である代表者が該当法人の支配株主などとして筆頭株主である場合を意味する(租特令§5①2号)。今回の有権解釈の争点は、質問法人Aの直接的な筆頭株主は親会社B(93%)であり、質問法人Aの代表者が親会社Bの筆頭株主である場合(51.7%)、該当代表者が質問法人Aの持分を直接・間接的に最も多く所有した支配株主などとして個人筆頭株主($48.1\% = 93\% \times 51.7\%$)に該当すると見て質問法人Aを青年創業中小企業と見ることができるかである。

■ 回答の要旨

- 今回の有権解釈では質問法人Aの株式を直接所有しなかった代表者は支配株主などではないので、質問法人Aは青年創業中小企業と見られないと回答している。これは支配株主などとは法人の持分を1%以上所有した株主などとして特殊関係にある者と合算持分が該当法人の「株主など」のうち最も多い場合の該当「株主など」と規定しているので(法令§43⑦)、質問法人Aの青年代表者は質問法人の持分を間接所有しているだけで直接所有した株主でない場合、該当代表者は質問法人の筆頭株主などになれないで、質問法人Aは青年創業中小企業から除外されるとの意味と判断される(事前-2024-法規法人-0607,2024. 9. 23.)。

■ 示唆点

- 今回の有権解釈は、青年代表者が支配株主などとして筆頭株主に該当する青年創業中小企業と見るためには該当青年代表者が創業中小企業に直接出資して最大持分を所有した個人株主に該当しなければならないことを意味する。青年代表者が創業中小企業に直接出資せずに他の親会社の持分を取得する方式で間接出資して、その間接出資によって持分率が最も多いとの理由で該当創業中小企業を青年創業中小企業と見て税額減免を適用しないよう注意しなければならない。

1つの鑑定価額を時価と認める 基準時価10億ウォン以下の不動産判定方法

■ 争点事項

- 相贈法は2つ以上の勘定機関の鑑定価額平均額を時価と認めるのが原則であるものの、納税協力費用削減のために基準時価10億ウォン以下の「不動産」は1つの勘定機関の鑑定価額を時価と認めるように規定している(相贈法§60⑤および相贈令§49⑥)。今回の有権解釈の争点は、相続したオフィステル・商業用建物および多世代住宅で構成された集合建物に対して1つの鑑定価額を時価と認める基準時価10億ウォン以下の不動産に該当するのか、集合建物全体の基準時価合計額を基準に判断するのか、あるいは集合建物の各戸に登記された物件ごとに判断するのかである。

■ 回答の要旨

- これに対して今回の有権解釈によると、集合建物が基準時価10億ウォン以下の不動産に該当するのかに対しては、集合建物の各戸別に登記された1個の物件別に判断すると回答している。これはオフィステル・商業用建物の場合、各戸別に単位面積当たり価額に該当戸の建物面積を乗じて計算した価額を各戸別の基準時価として算定するように規定している点(2024年オフィステルおよび商業用建物に対する基準時価告示§5①)、共同住宅価格の算定も戸別価格で表示するのが原則である点(共同住宅価格調査・算定基準§12②)、勘定評価も対象物件ごとに個別に評価する個別物件基準の勘定評価が原則である点(勘定評価に関する規則§7①)などを考慮したと判断される(事前-2024-法規財産-0676,2024. 10. 22.)。

■ 示唆点

- 今回の有権解釈は、相続した多世代住宅が基準時価10億ウォン以下の不動産に該当するのかを全体多世代住宅基準の時価合計額でない各号別の基準時価で判断するという既存有権解釈と同じく(事前-2023-法規財産-0004,2023. 1. 19. 他)、オフィステル・商業用建物および多世代住宅で構成された集合建物も集合建物全体の基準時価の合計額でない集合建物の各戸別に登記された1個の物件別に判断するとの立場である。したがって、全体集合建物または全体多世代住宅の基準時価の合計額が10億ウォンを超過しても各戸別の基準時価が10億ウォン以下の場合は1つの勘定機関鑑定価額だけでも時価認定が可能であるのが有権解釈の立場であることを参考されたい。

本最新の例規・判例内容は有権解釈と判例に対する理解を助けるために作成されたものです。
実際の適用においては必ずTax専門家にご相談ください。

Contacts

盧映錫 Partner	02 709 0877	yongsuk.noh@pwc.com
李應典 Partner	02 3781 2309	eung-jeon.lee@pwc.com
李南善 Partner	02 3781 3189	nam-sun.lee@pwc.com
李炅宅 Partner	02 709 0726	kyungtaek.lee@pwc.com
李真行 Partner	02-3781-2581	jin-haeng.lee@pwc.com

三逸会計法人のニュースレターは、三逸会計法人のお客様へ一般的な情報提供および知識伝達のために配布されるもので、具体的な会計問題や税務イシューに関する三逸会計法人の意見は含まれていません。三逸会計法人のニュースレターの内容に関しまして、ご質問や追加でご入用な情報がお有りの場合は必ず専門家までお問い合わせください。

Samil PwC newsletter has been prepared for the provision of general information and knowledge for clients of Samil PwC and does not include the opinion of Samil PwC on any particular accounting or tax issues. If you need further information or discussion concerning the content contained in the Samil PwC newsletter, please consult with relevant experts..

© 2024 Samil PricewaterhouseCoopers. All rights reserved.